

令和7年9月5日

担当課名：経営戦略部契約検査課

担当：入札係

内線：1351、1353

直通：092-332-2102

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者 東京都新宿区西新宿8-5-1
株式会社中央技術コンサルタンツ 代表取締役 本田 俊昭
- 2 指名停止の期間 令和7年9月5日から令和8年11月4日まで（14月間）

3 事実概要

当該業者は、宮城県気仙沼市発注の道路設計の入札において、気仙沼市職員から事前に予定価格情報を入手した上で落札し、入札の公正を害したとして、当該業者の東北支店長が、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年7月21日に逮捕された。

4 指名停止の理由

上記の事実は、糸島市指名停止等措置規程別表第2第6号の規定に該当する。
従って、本件については、指名停止14月間とする。

【指名停止等措置規程別表第2第6号（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準に該当）】

措置要件	期間
（競売入札妨害又は談合） 6 他の公共機関が発注した工事等に関し、建設業者等である個人、建設業者等の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6月以上18月以内